

# 令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業 要求水準書

## 1 - 1 事業目的

平塚市(以下「市」という。)では、「平塚市環境基本計画(平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含する)」及び「平塚市環境基本計画(2017年~2026年)別冊」並びに「平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」や「平塚市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年に市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを実現することを目標に掲げている。

本事業は、本目標達成に向け、市の公共施設から出る温室効果ガス排出量を安定的に抑制するとともに、停電時等の非常時に市の避難施設の電力を確保することを目的とし、PPA(Power Purchase Agreement)方式により、効率的かつ効果的な「太陽光発電設備及び蓄電池設備等」(以下「PPA設備」という。)の設計及び設置並びに運転及び維持管理等を行うもの。

## 1 - 2 事業内容

### (1) 事業概要

#### (事業実施に係る安全性確認)

ア PPA事業者は、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」(以下「国庫補助金」という。)の応募申請までに、市が公募対象施設とした建築物にPPA設備を設置した場合、設置後の建築物が建築基準関係規定上の安全性を確保できていることを確認(以下「構造検討」という。)すること。

#### (国庫補助金の申請)

イ 事業者は、国庫補助金の活用を前提とし、本公募事業の共同事業者として、市が「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業共同事業者公募実施要領」(以下「公募実施要領」という。)別紙1に示す公募対象施設に対し、PPA設備の導入及び収支の計画を立案し、市の事前承認を得た上で、令和8年度中に「国又は国が選定した補助金執行団体」(以下「国又は執行団体」という。)に対して、国庫補助金の応募申請を行う。なお、不採択・不交付であった場合は、原則、年度内に再度応募申請する。

#### (行政財産使用許可の申請)

ウ 事業者は、国庫補助金の採択が決定した後、国又は執行団体に対して、交付申請を行い、交付決定通知後に、市からPPA設備の導入が可能な施設における行政財産使用許可(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項)を受け、自らの責任・負担によりPPA設備を導入する。

#### (事業者の一体的責任による事業の実施)

エ 事業者は、PPA設備の導入に係る許認可・届出等の手続き及び施工並びに運転管理及び維持管理を自らの責任・負担により一体的に行うものとする。なお、運転期間中の電気主任技術者に係る費用は、原則、市で負担する。

#### (電力供給)

オ 事業者は、別に締結する「PPA事業の電力需給に関する契約」(以下「PPA契約」という。)に基づき、PPA設備で発電した電力を当該施設に供給するものとする。

#### (撤去・修復の義務)

カ 業務期間終了前にPPA設備を導入した施設が廃止される場合等、PPA設備が使用できなくなった場合、事業者は行政財産使用許可及びPPA契約に基づきPPA設備を撤去処分する。

#### (PPA設備の譲渡)

キ PPA設備撤去の際に、市から事前に譲渡の希望があった場合は、事業者は市と協議の上で、PPA設備を市へ譲渡することを可能とする。

#### (撤去処分費用積立金)

ク 事業者は、電力供給期間終了後の発電設備等の撤去処分を担保するため、PPA契約により施設に供給する電力量(自家消費量)1kWhあたり1.12円以上の撤去処分費を積立てなければならない。積立て方法等は、電力供給期間終了後に撤去処分費が確実に確保されるよう有効な方法を提案すること。

なお、前述1-2(1)キにより、PPA設備を市へ譲渡する場合、当該積立金は市に納入しなければならない。

#### (2) 業務期間等

- ア PPA契約の始期日から撤去完了までを「業務期間」とする。
- イ 国庫補助金の活用を前提としていることから、業務期間は、運転開始日から起算し、導入設備の法定耐用年数を超える期間で設定すること。ただし、業務期間は原則、最長で20年間とする。また、当該補助事業の規定に即した導入時期及び運転開始日とすること。
- ウ PPA設備の導入時期は、原則、令和8年度とし、国庫補助金の対象となる整備を行う期間（以下「整備期間」という。）は令和9年1月13日（水）までとする。ただし、電力供給開始時期については、市と協議の上、施設ごとに決定する。
- エ 事業者は、市が承認した業務期間まで、継続して行政財産使用許可を受けることを基本とする。申請における行政財産使用許可の期間については、市の指示に従うこと。
- オ 整備期間は1-2(2)アの業務期間に含まれない。ただし、事業者は整備期間も含めて行政財産使用許可を受けなければならない。

#### (3) 契約単価等

- ア 市は、PPA設備から供給された電力使用量に対し、PPA契約に基づく単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価は、PPA設備の設置、運用、維持管理、撤去処分に係る経費及び租税公課その他本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。（その他の費用については、別に定めがあるものを除き、市は原則負担しない。）
- キ 契約単価は、契約期間中において一定額とする。

### 1-3 PPA設備工事前の調査・検討・手続

#### (1) 事前調査等

事業者は、資料収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等のPPA設備の設置に必要な事前調査を行うこと。机上調査及び現地調査は、PPA設備の導入に係る課題を市と共有した上で実施すること。なお、市の承諾なく、施設内（特に調理場内）に立ち入ってはならないことに注意すること。

#### (2) 当該施設や周辺環境への影響に関する検討

事業者は、日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、構造検討に先行して、シミュレーションを行い、結果を市に報告すること。影響がないと判断された場合でも、周辺への影響について、十分に配慮した敷設計画を検討すること。シミュレーションの結果、影響があることが確認された場合は、原則、PPA設備は設置しない。ただし、事業者は、有効な解決策を提示した上で、市と協議することができる。

#### (3) 設備容量等の検討

##### （太陽光発電設備の容量）

ア 設置する太陽光発電設備の容量は、独自調査等の結果から適宜精査し、各施設における自家消費の範囲内とすること。なお、太陽光発電設備により発電する電力の量は、公募実施要領別紙1に示す各施設における電気使用量の実績や後述1-3(3)ウの蓄電池の容量等を踏まえた上で、各施設の平常時における電力使用量を考慮した量とすること。

##### （非常用コンセント盤等）

イ 非常時において、太陽光発電設備により発電した電力が、可能な限り確実に使用できるよう配慮した設計とし、非常用コンセント盤等の必要な設備を設けること。（導入するパワーコンディショナーは、全て自立運転機能を有し、特定負荷に用いるものは、

蓄電池対応用のものとすること。)なお、設置場所については、各施設における浸水深等ハザードマップの状況を踏まえ、市と事業者で協議し、決定すること。

(蓄電池の容量)

ウ 太陽光発電設備に加え、蓄電池設備の導入は必須とし、非常時に施設内へ必要な電力を供給できる設備等を構築すること。なお、蓄電池設備の容量は、特定負荷(9.5kWhを目安とする。)を踏まえた上で、事業者からの提案を基本とする。提案に際しては、非常時の特定負荷を賄うために最低限必要な電気使用量を考慮するとともに、平常時の充放電等、自家消費の最大化にも留意すること。

(余剰電力の取扱い)

エ 国庫補助金の条件を逸脱しない限りにおいて、PPA設備で発電した電力の余剰分を系統連携により売電する提案をしてもよい。この場合、当該売電に係る事業計画は、企画提案の段階で市に提案するものとし、当該収入は本事業の収益として計上し、PPA単価に反映させること。ただし、蓄電池の充放電において自家消費できる限りにおいては、自家消費を優先させること。

(設備容量の最終決定)

オ 各設備容量は、提案内容を基に市と事業者で協議し、決定する。

(4) 建築基準法の適合性の検討

(書面による報告及び保有資格証(写)の添付)

ア 1-2(1)アの構造検討の結果、建築基準関係規定に適合していることを書面(見解書等)にて報告すること。なお、当該報告書は構造設計一級建築士の資格を有する者が証明するものとし、併せて保有資格を証する資料を添付すること。

(設置可能場所)

イ モジュールの設置が可能な場所は、いずれの施設においても屋上又は屋根とする。

(導入不可の判定)

ウ 1-2(1)アの構造検討の結果、PPA事業者が設置困難であると判断した場合、その理由(確認項目の考え方、計算方法等)を市に書面で提出の上、説明し、承諾を得た場合は、PPA設備を導入しないこととことができる。

なお、構造検討の結果、PPA設備の設置が不可と判定され、市が承認した場合、外部の発注等、費用が発生した場合の費用負担については、別紙「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業構造検討費負担金要領」(以下「負担金要領」という。)の定めによる。

(5) 工程表及び仮設計画図

当該施設の用途や状況等を確認し、工事期間や時間、部材搬入や車両の通行等、施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性に関連する事項を工程表や仮設計画図を用いて整理し、これらを確保すること。

(6) 法令適合及び各種関係手続

(法令適合及び手続等)

ア 事業者は、前述1-3(1)の事前調査等、(2)当該施設や周辺環境への影響に関する検討、(3)設備容量等の検討及び(4)建築基準法の適合性の検討を十分に行い、法令上の必要な手続きを行うこと。

(各種関係手続きの報告)

イ 事業者は前述1-3(6)アの手続き後、各種関係法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、各種関係手続きの結果を市に提出すること。

(行政財産使用許可使用料)

ウ PPA設備の導入が可能と判断した施設について、事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請する。使用許可に基づく行政財産使用料の額は、関係する市の条例、規則、要領、要綱等に基づき、設置するPPA設備の水平投影面積1平米に対し、年100円を年度ごとに前納するものとする。なお、使用料は、工事施工開始日から日割りで発生する。

(継続許可申請)

エ 事業者は使用許可等の期間満了の1か月前までに、継続許可申請を行うこと。また、

契約満了までの期間は、原則、継続の申請を行うこと。  
(使用許可の取消し)

オ 市は、次の各号のいずれかに該当したときは、対象施設の使用許可等を取り消すことができる。この場合、事業者は、対象施設から設備を速やかに撤去し、万が一撤去により対象施設（屋根及び防水層等）を破損した場合は、事業者の負担で修復すること。

なお、  
による場合、事業者は、残りの業務期間を限度に PPA 事業の実施が可能な代替施設について、市と協議することができる。

事業者が使用許可等の条件（附款）に定める事項を履行しない場合

市が公共用又は公益事業の用に供するため、本業務に供されている場所を必要とする場合

本公共施設の改築・廃止等により、本業務に供されている場所を使用できなくなった場合

#### 1 - 4 PPA 設備の設置

事業者は、工事前の調査・手続き後に、候補施設へ PPA 設備を設置すること。設備の要求水準は以下のとおりとする。なお、導入設備については建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき、評価・施工を実施すること。また、設備の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置すること。

##### （1）太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うこと。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 上記ア～ウについて、特別な事情が生じた場合には、別途協議により決定する。

##### （2）蓄電池設備

ア 蓄電システムは JIS C4412 に準拠すること。

イ 蓄電池は JIS C8715-22（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。

ウ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。

エ 上記ア～ウについて、特別な事情が生じた場合には、別途協議により決定する。

##### （3）モニター等

ア 施設関係者及び利用者が表示画面により、運転状況を目視で確認できるモニター設備の設置を検討すること。設備の設置場所及び仕様については、事業者の提案事項とし、市と事業者が協議の上、決定する。

##### （4）その他の事項

###### （既存設備等への配慮）

ア 候補施設の屋上又は屋根のうち、無線通信機器、空調機器等が設置されている場所については、当該機器を避け、当該機器の点検時に支障にならないよう配慮して PPA 設備を設置すること。また、各種設備機器の増設計画がある場合は、その支障にならないよう配慮して PPA 設備を設置すること。

###### （漏水対策）

イ PPA 設備は漏水等、施設への影響がないように設置するとともに、その設置方法、設置位置については、市と協議し、承諾を得た上で決定すること。

###### （施設等破損時の負担）

ウ PPA 設備の設置時に屋根及び防水層等の既存施設を破損した場合は、事業者負担で修復すること。

###### （各学校への業務説明）

工 事業者は、事業者が作成した資料及びマニュアルにより、市及び対象となる各学校へ十分に説明（工事・運営に関する内容の説明、非常時におけるP P A設備の操作説明）し、承認を得ること。説明内容等は、あらかじめ市と協議すること。

（ラベル等による表示）

才 P P A事業者は、設置する設備に、耐久性のあるラベル等を用いて、当該事業に関連する設備であることを把握できるようにすること。なお、ラベル等には最低限以下の項目を表示し、内容に変更があった場合は、速やかに更新すること。

本事業名・事業者名・代表者指名・住所連絡先電話番号 設置日 運転期間  
保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号 緊急連絡先の名称・氏名・住所・連絡先電話番号

## 1 - 5 工事の実施

（1）工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

（2）P P A設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

（3）アレイの設置等、屋上での工事実施については、可能な限り施設が使用されていない日や時間帯に実施するよう努めること。

（4）P P A設備の工事実施については、図面で示す等詳細な提案及び立案をすること。なお、工事実施に係る諸条件は以下のとおりとする。

（防水機能の保持）

ア 事業者は、施設の防水機能に影響がないように施工するため、施工方法がわかる資料を作成又は、用意し、市の承諾を得る。屋上又は屋根への穴あけによる施工は不可とする。

（周辺環境への対策）

イ 1 - 3(2)で示したシミュレーションの結果、影響がないと判断された場合でも、周辺への影響について、十分に配慮し、施工すること。

（詳細設計）

ウ 事業者は施設へのP P A設備導入に先立って、詳細設計を行い、以下の資料等を市に提出し、あらかじめ承認を受けること。当該設計は、場合により修正を求めることがある点に留意すること。なお、書類は、紙資料及び電子データで提出すること。

　設計関係資料（敷設計画図、設備図、配置図、系統図、結線図、その他必要な図面）

　工事関連資料（工程表、工事計画書、機器仕様書）

　工事施工体制及び連絡体系図

　詳細設計内容が要求水準を満たしていることが確認できる資料

　その他市が必要と判断した資料

（施工に係る各学校との協議）

工 事業者は、市の所有施設の利用や安全に支障をきたさないよう、各学校と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、施工すること。施工時は、十分に養生すること。市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

（工事中の安全対策及び現場責任者）

才 工事中の安全対策等（各施設の職員や利用者、工事作業員等の安全対策等を含む。）について、市との調整等を行う現場業務責任者を1名選任し、選任通知書を市に提出すること。ただし、現場業務責任者が当該施設の統括管理を全うできていないと判断される場合は、市は現場業務責任者の変更及び追加を指示できるものとする。また、事業者が正当な事由により現場業務責任者を変更する場合は、変更通知書を市に提出すること。

（業務期間中の安全対策）

力 P P A設備の設置計画は、業務期間中、市職員等が行う既設設備等の管理及び保守点検等のための屋上又は屋根への立ち入りや、施設の維持管理に支障をきたさない計

画とすること。

(電気設備への接続等)

キ 施設の電気設備への接続先及び接続方法については、更新時に支障がないよう配慮すること。また、事業者は PPA 設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合、施設にその影響が及ばないよう保護継電器等の装置を設けること。

(配線ルート)

ク PPA 設備に係る配線ルートについては、施設の保安及び管理上、支障のないルートを選定し、市との協議により決定すること。PPA 設備、配管・配線には、既存施設の電気工作物と識別ができるようテープ等を用いて、本務業務のものであることが分かる表示を行うこと。

(工事における停電)

ケ PPA 設備の設置に際し、停電工事を実施する場合は、施設の運営に支障をきたさないよう、停電工事概要（作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせピラ等）を作成し、市と事前協議の上、施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うものとする。

(試験運転)

コ 事業者は、運転期間前に動作確認等の試験運転を行うこと。

(系統連系に係る協議等)

サ 系統連系に係る一般送配電事業者その他関係者への協議については、事業者が行うこと。また、当該施設の受変電設備を改造する必要がある場合は、あらかじめ当該施設の電気主任技術者と協議すること。なお、改造に係る費用は事業者が負担すること。

(電気事故等の負担)

シ 当該施設の受変電設備に電気事故等が発生し、事業者が導入した PPA 設備に影響が及んだ場合、PPA 設備の復旧については、事業者の費用負担により行うこと。

(完成図面の提出)

ス 竣工時には、現場で市の確認を受けること。さらに、以下の資料を施設ごとに 2 部作成し、市に引き渡すとともに、PDF 形式データを提出すること。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに AutoCAD 形式データ及び JWCAD データを提出すること。

完成図面（二ツ折り製本（A4 版））

機器仕様書

機器取扱説明書

機器保証書の写し、各種許認可及び届出に係る書類の写し

施工記録（工事写真、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写しの電子データ）

その他必要な書類

(PPA 設備設置箇所以外の現状復旧)

セ 竣工後、PPA 設備設置箇所以外の箇所の現状復旧を速やかに行うこと。

(PPA 設備の撤去等)

ソ 事業者は、PPA 設備の許可期間満了時又は、PPA 設備が使用できなくなった場合は、導入した PPA 設備を自らの費用で速やかに撤去すること。また、業務実施中及び撤去の際に対象施設（屋根及び防水層等）を破損した場合は、事業者の負担で現状復旧すること。

(撤去時に発生した廃棄物処理等)

タ 撤去時に発生した廃棄物等の処理については、PPA 事業者が市と協議の上で廃棄方法を決定し、1 - 2 (1) クによって、適正に処理すること。

## 1 - 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

(1) 事業者は、PPA 設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うこと。

(維持管理計画書の提出)

ア 事業者は、市に PPA 設備の維持管理計画書を提出し、市が承諾した維持管理計画書に基づいて、必要な維持管理を自らの負担で行うとともに、業務期間中ににおける緊急時等の連絡体制を整備すること。なお、その維持管理が計画どおりでなく、又は不十分である場合、市は事業者に対して、PPA 設備の維持に必要なメンテナンスを命

じることとし、事業者は自らの負担にてこれに応じること。

(保安計画書の提出)

イ 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、適切な維持管理に努めるための保安・保守点検計画書を提出すること。さらに、PPA設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検（故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具の緩み等）を行い、事業者の責任と負担において、必要な修理を行うこと。

(PPA設備設置に起因する雨漏り)

ウ 業務実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者によるPPA設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。

(PPA設備の異常)

エ PPA設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。

(市が実施する改修工事等)

オ PPA設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じてPPA設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。

PPA設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、市の費用負担とする。

(運転停止期間の取扱い)

カ 移設等に伴うPPA設備の運転停止期間に関しては、業務期間に含まれないものとする。

(発電電力の自家消費量及び温室効果ガス排出削減効果の検証等)

キ 事業者は、導入したPPA設備の稼働による発電量、自家消費量、蓄電及び放電量

が計測できるシステムを構築し、市が求めた場合には、隨時、データを提供すること。

また、許可期間内における温室効果ガス排出量の削減効果を検証すること。事業者は、市に予め検証方法を提示した上で、毎年検証結果を報告し、確認を受けること。

(災害発生時の点検等)

ク 事業者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則としてPPA設備全般の点検を行い、逐一かつ迅速に市への報告を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(苦情対応)

ケ PPA設備の設置工事もしくは運転に伴い地域住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には、事業者が対応するものとし、事業者の責任において改善すること。

## 1 - 7 責任分担の基本事項

業務実施にあたり予測されるリスクと責任分担については、本要求水準書に個別に記載があるものについては記載のとおりとし、その他については公募実施要領別紙2及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

(1) 事業者は本業務により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。現時点で責任分担が決定されていないものについては、別途協議する。

(2) 事業者の都合により業務期間の途中で業務を中止した場合又は業務期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備を撤去し、屋上又は屋根を原状回復すること。

(3) 事業者からの企画提案内容が達成できることによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

(4) 事業者は本業務を遂行する上で、知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 1 - 8 その他

- ( 1 )市が保有する資料について、事業者から本業務を遂行する上で必要な資料の要求があつた場合には、市の判断において提供するものとする。提供を受ける事業者は、提供資料の目録を作成するとともに、業務完了後に提供を受けた全ての参考図面等のデータを削除すること。社内でのデータ等の保存は認めない。
- ( 2 )本業務で得られた図面、資料及びデータ等の成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め、市に帰属する。
- ( 3 )国庫補助金が採択されない等の理由により、PPA設備の設置が不可能となった場合、それまでに発生した費用は、全額事業者の負担とする。ただし、構造検討の結果、PPA設備の設置が不可と判定された場合の費用負担については、別紙「負担金要領」の定めによる。
- ( 4 )本事業は国庫補助金を事業者が活用することを前提としていることから、国庫補助金の条件に適応した内容とし、無理の無い申請スケジュールとすること。
- ( 5 )PPA設備の導入に際しては、市との協議を踏まえ、必要に応じ、近隣住民への説明を行うこと。
- ( 6 )前述1 - 3( 6 )オ、による使用許可取消しに際し、許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益によりPPA設備の導入に係る対価を償却するに足りないと認められる期間である場合、PPA事業者は、当該差額分の補償のみ市に請求することができる。なお、PPA事業者の利益見込み分については原則請求できない。
- ( 7 )施工業者は登録電気工事業者とし、1級電気工事施工管理技士による施工管理とすること。また、資格を証する資料を市に提出すること。
- ( 8 )本業務の目的を達成するために必要な事項は、本要求水準書に定めのないことであっても、実施するものとする。その他、本要求水準書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

#### 1 - 9 問合せ先

平塚市環境部環境政策課

住所 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

電話 0463-21-9762(直通)

FAX 0463-21-9603

Eメール kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp